

小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務委託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和8年10月1日から令和13年3月31日までの間における小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務（以下「業務」という。）の委託候補者を公正かつ適正に選定するため、小矢部市例規集データベースの管理、データ更新等に関する業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 業務に係る企画提案書等の審査
- (2) 業務に係る委託候補者の選定

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 企画政策部長
- (4) 産業建設部長
- (5) 民生部長
- (6) 教育委員会事務局長
- (7) 議会事務局長

2 委員は、必要と認めるときは、所属する職員のうちから代理委員を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を進行する。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員長は、委託候補者を選定したときは、その選定結果について審査報告書により市長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。